

公募型プロポーザルの公告

二戸市総合法令管理システム維持管理業務委託に係る公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和 7 年 11 月 13 日

二戸市長 藤 原

淳



1 参加申込期間

令和 7 年 11 月 13 日（木）から令和 7 年 12 月 1 日（月）午後 5 時必着

2 参加資格要件

（1）法人格を有する企業、団体等であって、事業を的確に遂行するに足る能力を有すること。

（2）過去 5 年以内に岩手県内の地方自治体において、総合法令管理システム維持管理業務を元請として受託した実績を有すること。

（3）次に掲げる者でないこと。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ② 会社更生法（平成 14 年 12 月 13 日法律第 154 号）第 17 条に基づく更生手続開始の申立てが行われた者
- ③ 民事再生法（平成 11 年 12 月 22 日法律第 225 号）第 21 条に基づく再生手続開始の申立てが行われた者
- ④ 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員であると認められる者
- ⑤ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団を言う。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- ⑥ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- ⑦ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- ⑧ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

- (4) 本業務の実施にあたり、市との連絡調整、打合せ等に適時に対処でき、必要に応じて現地確認を行うことができること。
- (5) 税金（国税、地方税等）に滞納がないこと。
- (6) その他関係法令を遵守すること。

### 3 申込方法

二戸市総合法令管理システム維持管理業務公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき行うこと。実施要領は二戸市ホームページに掲載する。

### 4 業務の概要

#### (1)業務の内容

二戸市総合法令管理システム維持管理業務公募型プロポーザル仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。仕様書は二戸市ホームページに掲載する。

#### (2)業務期間

##### ① システムの構築期間

契約候補者決定通知の翌日から令和8年3月31日まで（予定）

（システムの利用開始前に動作確認を行うため、令和8年3月13日までにシステム構築を完了すること）

##### ② システムのサービス利用期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日まで（予定）

#### (3)その他

業務の詳細については、仕様書を参照すること。

### 5 その他

プロポーザルの参加手続、失格事項その他プロポーザルに関することについては、実施要領を参照すること。

### 6 問合せ先

二戸市総務部総務課

〒028-6192 岩手県二戸市福岡字川又 47 番地

電話：0195-23-3116 FAX：0195-25-5160

担当 係長 田口 浩史 email:soumu@city.ninohe.iwate.jp